



# 鳥取県公報

平成 23 年 12 月 6 日 (火)  
号外第 1 1 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 鳥取県人事委員会に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則 (26) (任用課) . . . . . 2
- ◇ 人委告示 不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式の一部改正 (2) (〃) . . . . . 5  
職員の勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式の一部改正 (3) (〃) . . . . . 15

# 人 事 委 員 会 規 則

鳥取県人事委員会に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成23年12月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第26号

鳥取県人事委員会に提出する書類の押印の見直しに伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第 1 条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和42年鳥取県人事委員会規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(審査の請求) 第 2 条 略 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が <u>記名押印し、又は署名して</u> 、正副各 1 通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 略	(審査の請求) 第 2 条 略 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査を請求しようとする者が <u>記名押印して</u> 、正副各 1 通を、書類、記録その他の資料を添えて、人事委員会に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 略

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第 2 条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成 8 年鳥取県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第 8 条第 8 項</u> 及び第 51 条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）につい	(目的) 第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第 8 条第 7 項</u> 及び第 51 条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分（以下「処分」という。）につい

<p>ての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の審査に関する手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（不服申立書の記載事項）</p> <p>第7条 不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、<u>不服申立人が記名押印し、又は署名しなければならない。</u></p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>2 不服申立人が代理人によって不服申立てを行うときは、不服申立書に前項各号に掲げる事項のほか不服申立てを行う代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、<u>不服申立人の記名押印又は署名に代えて当該代理人が記名押印し、又は署名しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>（証人の宣誓）</p> <p>第44条 略</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに<u>署名して</u>行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（再審の請求の方法）</p> <p>第65条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする当事者（以下「再審請求者」という。）が<u>記名押印し、又は署名した再審請求書正副各1通を</u>、請求の理由を証明するに足りる資料を添付し、人事委員会に提出してしなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p>	<p>ての審査請求又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の審査に関する手続及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（不服申立書の記載事項）</p> <p>第7条 不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、<u>不服申立人が記名押印しなければならない。</u></p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>2 不服申立人が代理人によって不服申立てを行うときは、不服申立書に前項各号に掲げる事項のほか不服申立てを行う代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、<u>不服申立人の記名押印に代えて当該代理人</u>が記名押印しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（証人の宣誓）</p> <p>第44条 略</p> <p>2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに<u>署名押印して</u>行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（再審の請求の方法）</p> <p>第65条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする当事者（以下「再審請求者」という。）が<u>記名押印した再審請求書正副各1通を</u>、請求の理由を証明するに足りる資料を添付し、人事委員会に提出してなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p>
---	--

（職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正）

第3条 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成10年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（目的）	（目的）

<p>第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）<u>第 8 条第 8 項</u>及び第 48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求（以下「措置要求」という。）及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（措置要求書の記載事項）</p> <p>第 6 条 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、措置要求者が<u>記名押印し、又は署名しなければならない</u>。ただし、代理人によって措置要求をするときは、その旨を併せて記載するとともに、措置要求者の記名押印<u>又は署名に代えて当該代理人が記名押印し、又は署名しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p>	<p>第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）<u>第 8 条第 7 項</u>及び第 48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求（以下「措置要求」という。）及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（措置要求書の記載事項）</p> <p>第 6 条 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、措置要求者が<u>記名押印しなければならない</u>。ただし、代理人によって措置要求をするときは、その旨を併せて記載するとともに、措置要求者の記名押印に代えて当該代理人が<u>記名押印しなければならない</u>。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>2 略</p>
--	--

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 人 事 委 員 会 告 示

## 鳥取県人事委員会告示第 2 号

平成 8 年鳥取県人事委員会告示第 2 号（不利益処分についての不服申立てに関する提出書面様式について）の一部を次のように改正し、平成 23 年 12 月 6 日から施行する。

平成 23 年 12 月 6 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前							
不服申立てに関する提出書面の様式例													
様 式 番 号	書 面 の 名 称	根 拠 条 項	提 出 部 数	提 出 者		備 考	様 式 番 号	書 面 の 名 称	根 拠 条 項	提 出 部 数	提 出 者		備 考
				申 立 人	処 分 者						申 立 人	処 分 者	
略													
3	代理人特 別委任 (委任撤 回)届	第4条第 3項	〃	○			3	代理人特 別委任 (委任撤 回)届	第4条第 3項	〃	○	<u>○</u>	
略													
<p>様式第 2 号（規則第 4 条関係）</p> <p style="text-align: right;">代理人選任（解任）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会 様</p> <p style="text-align: right;">不服申立人・処分者 氏名 印</p> <p>年（不）第 号事案について、下記の者を代 理人に選任（代理人から解任）したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>													
<p>注 1 <u>不服申立人がその氏名を自署する場合には、押 印を省略することができる。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>													
<p>様式第 2 号（規則第 4 条関係）</p> <p style="text-align: right;">代理人選任（解任）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会 様</p> <p style="text-align: right;">不服申立人・処分者 氏名 印</p> <p>年（不）第 号事案について、下記の者を代 理人に選任（代理人から解任）したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div>													
<p>注 1 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>													

様式第 3 号（規則第 4 条関係）

代理人特別委任（委任撤回）届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の代理人  
に対して不服申立てを取り下げる権限の委任（委任撤  
回）をしたので届け出ます。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略すること  
ができる。

2 略

3 略

4 略

様式第 4 号（規則第 4 条関係）

代表代理人指定（変更）届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の者を代  
表代理人に指定（変更）したので届け出ます。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略すること  
ができる。

2 不要な文言は、抹消すること。

様式第 5 号（規則第 6 条関係）

不服申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下  
記のとおり不服申立てをします。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略すること  
ができる。

2 略

3 略

4 略

5 略

様式第 3 号（規則第 4 条関係）

代理人特別委任（委任撤回）届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の代理人  
に対して不服申立てを取り下げる権限の委任（委任撤  
回）をしたので届け出ます。

記

略

注 1 略

2 略

3 略

様式第 4 号（規則第 4 条関係）

代表代理人指定（変更）届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の者を代  
表代理人に指定（変更）したので届け出ます。

記

略

注 不要な文言は、抹消すること。

様式第 5 号（規則第 6 条関係）

不服申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下  
記のとおり不服申立てをします。

記

略

注 1 略

2 略

3 略

4 略

6 代理人によって不服申立てを行うときは、代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、不服申立人の記名押印又は署名に代えて代理人が記名押印し、又は署名すること。

7 略

様式第 6 号（規則第 7 条関係）

不服申立書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、不服申立書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 不服申立書記載事項変更届は、正副各 1 通を提出すること。

様式第 7 号（規則第 12 条、第 13 条関係）

不服申立取下申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案に関する不服申立てを取り下げます。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 不服申立取下申出書は、1 人ごとに 1 枚とすること。

様式第 9 号（規則第 13 条関係）

不服申立継続申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案に係る処分が、年 月 日処分者により修正されましたが、下記の理由により不

5 代理人によって不服申立てを行うときは、代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、不服申立人の記名押印に代えて代理人が記名押印すること。

6 略

様式第 6 号（規則第 7 条関係）

不服申立書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、不服申立書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

略

注 不服申立書記載事項変更届は、正副各 1 通を提出すること。

様式第 7 号（規則第 12 条、第 13 条関係）

不服申立取下申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案に関する不服申立てを取り下げます。

注 不服申立取下申出書は、1 人 1 枚の申出をすること。

様式第 9 号（規則第 13 条関係）

不服申立継続申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案に係る処分が、年 月 日処分者により修正されましたが、下記の理由により不

服申立ての継続を申し出ます。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「理由」欄には、具体的な理由を記入すること。

様式第10号（規則第14条関係）

判決確定通知書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案に係る判決が、下記のとおり確定したので、判決書の写しを添付して通知します。

記

略

注 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号（規則第15条関係）

口頭審理請求（請求撤回）書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、（公開・非公開）口頭審理の請求（の請求の撤回）をします。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 不要な文言は、抹消すること。

様式第12号（規則第18条関係）

審査併合（分離）申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

下記の事案について、審査を併合（分離）されるよう申し立てます。

記

略

注 1 略

2 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押

服申立ての継続を申し出ます。

記

略

注 「理由」は、具体的に記載すること。

様式第10号（規則第14条関係）

判決確定通知書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案に係る判決が、下記のとおり確定したので、判決書の写しを添付して通知します。

記

略

様式第11号（規則第15条関係）

口頭審理請求（請求撤回）書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、（公開・非公開）口頭審理の請求（の請求の撤回）をします。

注 不要な文言は、抹消すること。

様式第12号（規則第18条関係）

審査併合（分離）申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

下記の事案について、審査を併合（分離）されるよう申し立てます。

記

略

注 1 略



印を省略することができる。

3 略

4 略

様式第13号（規則第19条関係）

代表者選任（解任）届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

併合に係る不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案及び 年（不）第 号事案に係る併合審査について、下記の者を代表者に選任（代表者から解任）したので届け出ます。

記

略

注1 略

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 略

様式第14号（規則第19条関係）

代表者選任申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

併合に係る不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案及び 年（不）第 号事案に係る併合審査について、下記の者を代表者に選任されるよう申し立てます。

記

略

注1 併合に係る不服申立人は、連名により申し立てることができる。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第15号（規則第20条関係）

不服申立人地位承継届出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

相続人 住所

氏名 印

年（不）第 号事案の不服申立人は、年 月 日死亡したので、不服申立人の地位を承継いたします。

2 略

3 略

様式第13号（規則第19条関係）

代表者選任（解任）届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

併合に係る不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案及び 年（不）第 号事案に係る併合審査について、下記の者を代表者に選任（代表者から解任）したので届け出ます。

記

略

注1 略

2 略

様式第14号（規則第19条関係）

代表者選任申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

併合に係る不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案及び 年（不）第 号事案に係る併合審査について、下記の者を代表者に選任されるよう申し立てます。

記

略

注 併合に係る不服申立人は、連名により申し立てることができる。

様式第15号（規則第20条関係）

不服申立人地位承継届出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

相続人 住所

氏名 印

年（不）第 号事案の不服申立人は、年 月 日死亡したので、不服申立人の地位を承継いたします。

添付書類 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第16号（規則第20条関係）

不服申立人地位不承継申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

相続人 住所

氏名 印

年（不）第 号事案の不服申立人は、年 月 日死亡しましたが、不服申立人の地位は承継いたしません。

添付書類 略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第17号（規則第22条関係）

口頭審理公開（非公開）請求撤回書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、（公開・非公開）口頭審理の請求をしていましたが、それを撤回し、（公開・非公開）口頭審理の請求をします。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 不要な文言は、抹消すること。

様式第18号（規則第24条関係）

口頭審理日時変更申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案の第 回口頭審理の期日について、下記の理由により変更されるよう申し立てます。

記

略

添付書類 略

様式第16号（規則第20条関係）

不服申立人地位不承継申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

相続人 住所

氏名 印

年（不）第 号事案の不服申立人は、年 月 日死亡しましたが、その相続について、不服申立人の地位は承継いたしません。

添付書類 略

様式第17号（規則第22条関係）

口頭審理公開（非公開）請求撤回書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案について、（公開・非公開）口頭審理の請求をしていましたが、それを撤回し、（公開・非公開）口頭審理の請求をします。

注 不要な文言は、抹消すること。

様式第18号（規則第24条関係）

口頭審理日時変更申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案の第 回口頭審理の期日について、下記の理由により変更されるよう申し立てます。

記

略

注 「変更申立理由」は、具体的に記入すること。

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「変更申立理由」欄には、具体的な理由を記入すること。

様式第20号（規則第27条関係）

反論書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案に係る処分者の答弁に対し、下記のとおり反論します。

記

1 及び 2 略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 必要と認める資料を添付することができる。

様式第21号（規則第34条関係）

最終陳述書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記のとおり最終陳述します。

記

最終陳述

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 最終陳述は、具体的に記入すること。

様式第22号（規則第37条関係）

証人尋問申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

年（不）第 号事案について、下記の者を証人として出席させたいので、これを承認されるよう申請します。

不服申立人・処分者 氏名 印

記

略

様式第20号（規則第27条関係）

反論書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人 氏名 印

年（不）第 号事案に係る処分者の答弁に対し、下記のとおり反論します。

記

1 及び 2 略

注 必要と認める資料を添付することができる。

様式第21号（規則第34条関係）

最終陳述書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記のとおり最終陳述します。

記

最終陳述

注 「最終陳述」は、具体的に記載すること。

様式第22号（規則第37条関係）

証人尋問申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

年（不）第 号事案について、下記の者を証人として出席させたいので、これを承認されるよう申請します。

不服申立人・処分者 氏名 印

記

略

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

3 略

様式第23号（規則第38条関係）

証拠資料提出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の証拠資料を提出します。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「証明しようとする事項」欄は、項目ごとに整理し、具体的に記入すること。

様式第24号（規則第40条関係）

証拠調（証人尋問）申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の者を証人として尋問されるよう申し立てます。

記

略

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

3 略

様式第24号の2（規則第40条関係）

証拠調（証拠資料）申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の証拠資料の提出を求められるよう申し立てます。

記

略

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押

注 1 略

2 略

様式第23号（規則第38条関係）

証拠資料提出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の証拠資料を提出します。

記

略

注 「証明しようとする事項」は、項目ごとに整理し、具体的に記入すること。

様式第24号（規則第40条関係）

証拠調（証人尋問）申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の者を証人として尋問されるよう申し立てます。

記

略

注 1 略

2 略

様式第24号の2（規則第40条関係）

証拠調（証拠資料）申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の証拠資料の提出を求められるよう申し立てます。

記

略

印を省略することができる。

2 略

3 略

様式第25号（規則第42条関係）

証人不出頭届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

証人 氏名 印

年(不)第 号事案に係る証人として、年 月 日に出頭するよう呼び出しを受けましたが、下記の理由により当日は出頭いたしかねますので届け出ます。

記

理由

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 理由は、具体的に記入すること。

様式第26号（規則第44条関係）

宣誓書

私は、良心に従い、真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えず証言することを誓います。

年 月 日

氏名

注 氏名は、自署すること。

様式第27号（規則第47条関係）

口述書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

証人 氏名 印

年 月 日付けで 年(不)第 号事案に係る口述書の提出を求められた証言事項について、別紙のとおり宣誓書を添付のうえ、下記のとおり証言します。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「証言事項及び証言内容」欄は、項目ごとに整理し、具体的に記入すること。

注 1 略

2 略

様式第25号（規則第42条関係）

証人不出頭届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

証人 氏名 印

年(不)第 号事案に係る証人として、年 月 日に出頭するよう呼び出しを受けましたが、下記の理由により当日は出頭いたしかねますので届け出ます。

記

理由

注 「理由」は、具体的に記載すること。

様式第26号（規則第44条関係）

宣誓書

私は、良心に従い、真実を述べ、何事も隠さず、何事も付け加えず証言することを誓います。

年 月 日

氏名 印

様式第27号（規則第47条関係）

口述書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

証人 氏名 印

年 月 日付けで 年(不)第 号事案に係る口述書の提出を求められた証言事項について、別紙のとおり宣誓書を添付のうえ、下記のとおり証言します。

記

略

注 「証言事項及び証言内容」は、項目ごとに整理し、具体的に記入すること。

様式第28号（規則第53条関係）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案に係る下記の事項について、口頭で意見を述べたいので申し立てます。

記

陳述事項

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 陳述事項は、項目ごとに整理し、具体的に記入すること。

様式第29号（規則第58条関係）

調書閲覧（謄写）許可申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の調書の閲覧（謄写）の許可を申請します。

記

略

注 1 不服申立人がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

3 略

様式第30号（規則第65条関係）

再審請求書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

再審請求者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記のとおり、再審を請求します。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

3 略

4 略

5 略

様式第28号（規則第53条関係）

口頭意見陳述申立書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案に係る下記の事項について、口頭で意見を述べたいので申し立てます。

記

陳述事項

注 「陳述事項」は、項目ごとに整理し、具体的に記入すること。

様式第29号（規則第58条関係）

調書閲覧（謄写）許可申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

不服申立人・処分者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記の調書の閲覧（謄写）の許可を申請します。

記

略

注 1 略

2 略

様式第30号（規則第65条関係）

再審請求書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

再審請求者 氏名 印

年（不）第 号事案について、下記のとおり、再審を請求します。

記

略

注 1 略

2 略

3 略

4 略

<p><u>6</u> 代理人によって再審請求を行うときは、代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、再審請求者の記名押印又は署名に代えて代理人が<u>記名押印し、又は署名すること。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>	<p><u>5</u> 代理人によって再審請求を行うときは、代理人の氏名、住所及び職又は職業を記載し、再審請求者の記名押印に代えて代理人が<u>記名押印すること。</u></p> <p><u>6</u> 略</p>
---	---

**鳥取県人事委員会告示第 3 号**

平成10年鳥取県人事委員会告示第 2 号（職員の勤務条件に関する措置の要求に関する提出書面様式について）の一部を次のように改正し、平成23年12月 6 日から施行する。

平成23年12月 6 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第 1 号（規則第 3 条関係）</p> <p style="text-align: right;">代理人選任（解任）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会 様</p> <p style="text-align: right;">措置要求者・当局 氏名 印</p> <p>年（措）第 号事案（ 年 月 日付措置要求）について、下記の者を代理人に選任（代理人から解任）したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p><u>注 1</u> <u>措置要求者がその氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>様式第 2 号（規則第 3 条関係）</p> <p style="text-align: right;">代理人特別委任（委任撤回）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会 様</p> <p style="text-align: right;">措置要求者 氏名 印</p> <p>年（措）第 号事案について、下記の代理人に</p>	<p>様式第 1 号（規則第 3 条関係）</p> <p style="text-align: right;">代理人選任（解任）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会 様</p> <p style="text-align: right;">措置要求者・当局 氏名 印</p> <p>年（措）第 号事案（ 年 月 日付措置要求）について、下記の者を代理人に選任（代理人から解任）したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">略</div> <p><u>注 1</u> 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>様式第 2 号（規則第 3 条関係）</p> <p style="text-align: right;">代理人特別委任（委任撤回）届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会 様</p> <p style="text-align: right;">措置要求者 氏名 印</p> <p>年（措）第 号事案について、下記の代理人に</p>

対して措置要求の全部又は一部を取り下げる権限の委任（委任の撤回）をしたので届け出ます。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 略

3 略

4 略

様式第 3 号（規則第 5 条関係）

措置要求書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

地方公務員法第 46 条の規定に基づき、下記のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 略

3 略

4 代理人によって措置要求を行うときは、措置要求者の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印し、又は署名するとともに、代理人選任届を添付すること。

様式第 4 号（規則第 6 条関係）

措置要求書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

年（措）第 号事案について、措置要求書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

略

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 略

3 代理人によって届出を行うときは、措置要求者の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印し、又は署名すること。

様式第 6 号（規則第 15 条関係）

対して措置要求の全部又は一部を取り下げる権限の委任（委任の撤回）をしたので届け出ます。

記

略

注 1 略

2 略

3 略

様式第 3 号（規則第 5 条関係）

措置要求書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

地方公務員法第 46 条の規定に基づき、下記のとおり勤務条件に関する措置を要求します。

記

略

注 1 略

2 略

3 代理人によって措置要求を行うときは、措置要求者の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印するとともに、代理人選任届を添付すること。

様式第 4 号（規則第 6 条関係）

措置要求書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

年（措）第 号事案について、措置要求書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

略

注 1 略

2 代理人によって届出を行うときは、措置要求者の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印すること。

様式第 6 号（規則第 15 条関係）



反論書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

年 (措) 第 号事案に係る当局の意見に対し、  
下記のとおり反論します。

記

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略すること  
ができる。

2 略

3 代理人によって手続きを行う場合は、措置要求  
者の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印  
し、又は署名すること。

様式第 7 号 (規則第 21 条関係)

措置要求取下申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

年 (措) 第 号事案について、下記のとおり措  
置要求を取り下げます。

記

取り下げる措置要求事項

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略すること  
ができる。

2 代理人によって申出を行う場合は、措置要求者  
の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印  
し、又は署名すること。

様式第 8 号 (規則第 24 条関係)

調書閲覧 (謄写) 許可申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者・当局 氏名 印

年 (措) 第 号事案について、下記の調書の閲  
覧 (謄写) の許可を申請します。

記

略

注 1 措置要求者がその氏名を自署する場合には、押  
印を省略することができる。

反論書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

年 (措) 第 号事案に係る当局の意見に対し、  
下記のとおり反論します。

記

注 1 略

2 代理人によって手続きを行う場合は、措置要求  
者の氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印  
すること。

様式第 7 号 (規則第 21 条関係)

措置要求取下申出書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者 氏名 印

年 (措) 第 号事案について、下記のとおり措  
置要求を取り下げます。

記

取り下げる措置要求事項

注 代理人によって申出を行う場合は、措置要求者の  
氏名を記入の上、その下に代理人が記名押印するこ  
と。

様式第 8 号 (規則第 24 条関係)

調書閲覧 (謄写) 許可申請書

年 月 日

鳥取県人事委員会 様

措置要求者・当局 氏名 印

年 (措) 第 号事案について、下記の調書の閲  
覧 (謄写) の許可を申請します。

記

略

<p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 代理人によって届出を行うときは、措置要求者の氏名を記入の上、その下に代理人が<u>記名押印し、又は署名すること。</u></p> <p><u>4</u> 略</p>	<p><u>注 1</u> 略</p> <p><u>2</u> 代理人によって届出を行うときは、措置要求者の氏名を記入の上、その下に代理人が<u>記名押印すること。</u></p> <p><u>3</u> 略</p>
--	--